

令和5年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和5年2月28日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和5年2月28日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和5年2月28日	11時43分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		11番	品川 義則	12番	松石 信男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 濱口 結花
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	平野 裕志	教育学習課長	今泉 雅己		
	税務課長	酒井 智明	福祉課参事	松田 美紀		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	産業振興課参事	大石 顕		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	山本 賢子	建設課参事	権藤 貞光			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第5 | | 一般行政報告 |
| 日程第6 | | 教育行政報告 |
| | | 提案理由説明 |
| 日程第7 | 議案第1号 | 基山町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第2号 | 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第3号 | 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第4号 | 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第5号 | 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第6号 | 基山町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第13 | 同意第1号 | 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 議案第7号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第15 | 議案第8号 | 令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第16 | 議案第9号 | 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第17 | 議案第10号 | 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議案第11号 | 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第19 | 議案第12号 | 令和5年度基山町一般会計予算 |
| 日程第20 | 議案第13号 | 令和5年度基山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第14号 | 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第15号 | 令和5年度基山町下水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 報告第1号 | 基山町土地開発公社の事業報告について |
| 日程第24 | | 予算特別委員会の設置について |

～午前9時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

ただいまから令和5年第1回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、品川義則議員と松石信男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から17日までの18日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第3. 諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規定により監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、定期監査について報告します。

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、同条第9項の規定により監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和4年12月27日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、議長、末次議員、松石健児議員が出席しました。

また同日、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会臨時会が開催され、議長、中村議員が出席しました。

次に、令和5年1月17日から18日に福岡県豊前市、大分県中津市で「議会改革の取組について」「自由討議について」、議会運営委員、議長が視察研修を行いました。

次に、令和5年1月20日に佐賀県町村議会議長会議及び政策研究委員会が開催され、議長が出席しました。政策研究委員会では、佐賀県地域交流部国際課の井崎和也課長を講師に迎え、「佐賀県の多文化共生について」を演題に講演がありました。

次に、令和5年1月23日から24日に高知県越知町、香川県三豊市で、「議会広報紙について」及び「議会の広報・広聴活動について」、広報広聴常任委員が視察研修を行いました。

次に、令和5年2月15日に令和5年第1回三神地区環境事務組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和5年2月16日に佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、大山議員が出席しました。

次に、令和5年2月17日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会臨時会が開催され、議長、末次議員、松石健児議員が出席しました。

次に、令和5年2月20日に佐賀県町村議会議長会定期総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和5年2月24日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、中村議員が出席しました。

また、同日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、議長、松石信男議員が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

1. 調査事項及び調査期日

SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた体育施設の管理運営について、令和5年1月16日木曜日、まちづくり課の概要説明及び現地調査を行いました。

2. 調査結果

基山町はSAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下、国スポ・全障スポ）の卓球競技会場となっております。既に令和4年度予算で町民会館手すり取付工事、総合体育館アリーナ床研磨及び窓遮光工事、そして、卓球台等備品購入が進められています。令和5年10月に開催される国スポ・全障スポに向けたリハーサル大会をはじめ、本大会までの基本スケジュール、受入れ態勢の進捗状況、関連予算の執行状況、競技運営方針の説明を受け、現地調査を行いました。

基山町で開催されることにより、町内事業者が恩恵を受けることが望ましいが、選手を含め関係者の宿泊は福岡市内や周辺の市町など町外となることが想定されます。来訪者に対する昼食等の提供や体育館周辺での物品販売施設の設置等を検討し、本町特産品が販売できる体制を整えるべきではないかとただしたところ、町としても町内での飲食も含め町内業者と調整していきたいとの説明を受けました。

基山町民は卓球競技を観覧することはできるのでしょうかとただしたところ、総合体育館アリーナの観客席数は516名であるが、過去の大会実績からすると選手や大会関係者を含め満席になることが予想され、町民の観覧は難しいため、試合会場の映像のライブ配信を検討するとの説明を受けました。

当委員会としては、基山町で卓球競技を開催することは本町のよさを全国の方々に知ってもらう絶好の機会であるため、日頃、体育館や周辺施設を利用する方だけでなく、町民全体の理解を得るとともに、誠意を持って迎えられるように駐車場の確保や案内標示の設置、ボランティアスタッフ募集の広報に努めるよう提案いたしました。

以上をもちまして総務文教常任委員会所管事務報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。

厚生産業常任委員会所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

1. 調査事項並びに調査期日

(1)子育て世帯包括支援センターの業務について、令和5年1月27日。

(2)病後児保育施設の利用状況について、健康増進課からの概要説明及び病後児保育施設の現地調査を行いました。

2. 調査結果

(1)子育て世代包括支援センターの業務について。

基山町の子育て世代包括支援センターは、母子保健法の改正により、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を図ることを目的として、平成30年10月1日から運営を開始しました。

現在の業務内容についてただしたところ、育児・子育てに関する様々な相談に対応した切れ目のない支援を行っている。母子保健業務においては、母子手帳の交付、乳幼児健診・相談、親と子の集いの広場の開催等を行っており、産前・産後サポート事業や妊娠・出産・子育てに関する相談業務では、それぞれ保健師等の資格を有するコーディネーターを含め、5人体制で対応しているとの説明を受けました。

母子保健推進員の体制及び業務内容、2か月児家庭訪問の状況や問題点についてただしたところ、母子保健推進員は現在19人で、乳幼児健診等の案内状の配付のほか、乳幼児健診時の受付等や総合健診、婦人がん検診時の託児業務等の支援を行っている。その他、母子保健業務に関する研修の受講による能力向上に努めるとともに、月1回の定例会を開催し、活動内容の共有化を図っている。2か月児家庭訪問については、令和2年度は122人、令和3年度は101人を対象に実施し、子どもの発育・発達や子育て状況の確認、問題点の把握に努めている。また、乳幼児健診では保護者の仕事や乳幼児期の里帰りなどの受診困難な状況にも対応し、支援を行っている。問題点としては、コロナ禍の影響を受け、スケジュールの変更や調整が必要となっているとの説明を受けました。

次に、伴走型相談支援の妊娠7か月から8か月頃の面談業務が追加されたことにより人員

的な支障はないのかとただしたところ、希望者のみを対象としているため、現在の人員及び会計年度任用職員で対応するとの説明を受けました。

また、フッ化物塗布について今後の事業の基本的な考えと効果をただしたところ、対象者は就学前の子どもで、塗布は任意としている。年4回実施しているが、1回当たり50人まで受入れ可能にしている。効果については、歯科衛生士が塗布時にその都度説明しているとの説明を受けました。

当委員会としては、子育て支援施策を積極的に進める中、こども課等と連携を深め、支援事業の効果を含め周知と利用促進に努めるよう提案いたしました。

(2)病後児保育施設の利用状況について。

病後児保育施設の利用者数が令和4年度は6人の実績があったことで、保健師が母子保健事業の業務との重複による影響はなかったのかとただしたところ、そのような場合もあるが、基山保育園の保育士と調整をして対応しているとの説明を受けました。

また、利用者数が少ないのは、事前登録の周知や利用時の手続の困難さに問題があるのではないかとただしたところ、周知については今年も3月に広報に掲載するほか、4月の新規入園申請手続や健診時にも案内をしている。6園会議開催の際も事前登録促進について説明を行う予定としている。事前登録制度の是非については、利用者の声を聞いたり、他市町の制度を調査・研究したいとの説明を受けました。

当委員会としては、病後児保育施設が子育て支援事業の一環で先進的に必要性を町民に示して設けた施設であり、利用経験者の再利用の頻度が高く、潜在的な希望者への促進は必要なことから、利用し難い要因を極力排除し、本来の目的が達せられるよう提案しました。

以上で報告を終了します。

日程第5 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第5．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和5年第1回定例町議会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」外5件、人事案件

が「基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、損害賠償案件が「損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について」、補正予算案件が「令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号）」外3件、当初予算案件が「令和5年度基山町一般会計予算」外3件となっております。また、報告事項として「基山町土地開発公社の事業報告について」をお願いいたしております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に引き下げることで決定されました。また、マスク着用について、3月13日から個人の判断に委ねる新たな指針が示され、大幅な緩和をされることになりました。

佐賀県の新規感染者数につきましては、11月中旬から徐々に増加し、1月にピークとなり、1日の感染者数が3,000人を超えましたが、その後、減少し、現在は100人前後となっております。そして、軽症・無症状の方など、発生届から外れる方に、これまでどおり必要に応じた支援をするための佐賀県独自の「フォローアップシステム」を導入され、対応されております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

今年度の集団接種につきましては、2月12日をもって終了いたしました。現在、個別接種のみ実施いたしております。

2月27日現在のワクチン接種率につきましては、1回目・2回目接種対象人口1万7,491人に対し、1回目接種者1万4,249人、接種率81.5%、2回目接種者1万4,193人、接種率81.1%となっております。

3回目接種は、接種対象人口1万7,491人に対し、接種者1万2,146人、接種率69.4%、12歳以上の4回目接種は、接種対象人口1万5,691人に対し、接種者8,612人、接種率54.9%、60歳以上の5回目接種は、接種対象人口6,843人に対し、接種者5,215人、接種率76.2%となっております。

5歳から11歳の小児接種につきましては、接種対象人口1,092人に対し、1回目接種者212人、接種率19.4%、2回目接種者204人、接種率18.7%、3回目接種者85人、接種率7.8%となっております。

11月5日から開始しておりますゼロ歳から4歳の乳幼児接種につきましては、接種対象人口708人に対し、1回目接種者18人、接種率2.5%、2回目接種者16人、接種率2.3%、3回目接種者6人、0.8%となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

住民税非課税世帯や家計急変世帯に対して、1世帯当たり5万円を支給いたします「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」につきましては、12月から支給を開始し、2月27日現在、1,224世帯の方に6,120万円の給付を行いました。

障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯や低所得者世帯、65歳以上の一人暮らし世帯などで1世帯5万円の給付対象ではない世帯に対して、1世帯当たり2万5,000円を支給いたします「電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援特別給付金」につきましては、1月から支給を開始し、2月27日現在、1,219世帯の方に3,047万5,000円の給付を行いました。

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図るため、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付いたします「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、2月27日現在、62世帯126人の方に630万円の給付を行いました。

コロナ禍における子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、新生児1人につき5万円を給付いたします「基山町新生児特別定額給付金」につきましては、2月27日現在、97人の方に485万円の給付を行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業等支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等の影響を受けている中小企業等に対する「中小企業等緊急支援事業」につきましては、2月27日現在、95件、1,258万8,000円の申請がっております。

消費喚起による経済活性化を目的に取り組みました「プレミアム付商品券」につきましては、1月末で本年度の商品券利用期間が終了しました。最終販売額は、当初発行分及び追加発行分の合計で額面1億5,950万円となり、消費喚起型商品券及び飲食店応援型商品券、小規模事業者応援型商品券は全て完売し、目的を達成することができました。精算が完了している商品券の換金率は約99.1%となっております。

次に、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が2月24日に開催され、令和5年度一般会計及び介

護保険特別会計歳入歳出予算等について、全8議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和5年度歳入歳出予算等について、全6議案が審議され、原案どおり可決されました。

次に、消防関係についてでございます。

消防団出初め式を1月9日に基山町営球場で開催し、通常点検と五色放水を実施しました。本年も防火・防災意識の高揚を図るため、基山保育園の園児による演奏を行いましたので、消防関係者や来賓、多くの観覧者を含め約330人の参加をいただきました。

また、春の全国火災予防運動が明日、3月1日から7日まで行われます。

次に、情報通信に関する事業についてでございます。

高齢者のデジタル機器の利用を促進し、支援することで、情報格差の解消と生活の質の向上を目指すことを目的に実施しております「デジタル・デバイド解消事業」につきましては、10月から1月までの4か月間、タブレット端末の無料貸与や各区公民館などでデジタル端末講習会を開催しました。76の方にタブレット端末を体験していただき、購入につながる方もおられました。講習会は20回開催し、138の方に受講していただきました。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

定住促進事業として実施しております「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、2月27日現在の申請受付状況は45件となっております。

少子化対策として実施しております「結婚新生活支援補助金」は、2月27日現在の申請受付状況は5件となっております。

移住体験住宅につきましては、2月27日現在の利用件数は宮浦体験住宅11件、小倉体験住宅8件となっております。

次に、産業振興関係についてでございます。

基山町生涯現役促進地域連携協議会の主催により、1月10日から6回にわたり実施されました「創業支援セミナー」では、19の方が参加され、講師から創業への心構えや運営に必要な税務・経理、創業計画書の作成等について講義があり、参加者からは具体的な質問があるなど、創業へ向けた実践的な計画の機会となったようでした。今後とも奨励金制度等を活用し、創業を後押ししてまいります。

1月28日には、モール商店街周辺でにぎわいづくり事業として「じゃんけんスタンプラリー」を開催しました。この日は小雪舞う寒い中ではありましたが、町内外から49チーム

168人の参加があり、町内の商店を巡る参加者と町内事業者が笑顔でつながり、町内がにぎわいました。引き続き町内のにぎわいづくり、地域経済の活性化に努めてまいります。

次に、「ふ・れ・あ・いフェスタ」についてでございます。

昨年12月11日に「ふ・れ・あ・いフェスタ」を開催しました。今回は、3年ぶりに「米まつり」と同時に開催することができました。

今回も昨年に続いて総合体育館アリーナで基山美術館を開催しました。美術館展示は、基山中学校、東明館学園の生徒の作品や町内の個人や団体による作品展示と、特別展示として基山町出身の漫画家、原泰久氏の「キングダム」、掛丸翔氏の「少年ラケット」のイラストや原画など基山町関係者による作品展示を行いました。今回は新しく松田朴伝氏の「書道パフォーマンス」、PICFAと絵画サークル「雅」による水彩画作成などの体験コーナーを実施し、約1,300人の方に御来場いただき、楽しんでいただきました。

また、町民会館大ホールでは、第6回きやま創作劇「枯松二国境物語」の上演を行いました。上演は1回となりましたが、約360人の方に御来場いただきました。

「米まつり」では、佐賀牛の販売、米すくい、餅まき、農業委員会によるトラクターやコンバイン等の農業機械の展示などを行い、農業への関心を深めていただきました。

今回の「ふ・れ・あ・いフェスタ」は、好天にも恵まれ、会場には約7,000人の方に御来場いただき、一日楽しんでいただきました。

次に、基山町成人式についてでございます。

1月8日に基山町民会館で基山町成人式を行いました。来賓として町議会、区長会、小中学校の恩師に御出席いただきました。成人の主張では、今までの感謝の言葉や熱い抱負が述べられました。事前準備から当日の司会や運営についても新成人が自ら行い、184人の若者が仲間と共に成人としての一步を踏み出しました。

次に、生涯スポーツ事業についてでございます。

第63回都市対抗県内一周駅伝大会が3年ぶりに3日間開催となり、2月17日から2月19日まで開催されました。全33区間272.9キロに13チームが出場し、熱戦が繰り広げられました。

三養基郡チームは、監督以下34人、うち基山町から17人の監督・選手が選抜され、ランナーは基山町をスタートし、県内を3日間駆け抜けました。

三養基郡チームは1桁の順位を目指し力走しましたが、前回大会の12位から2つ順位を上げ、10位の結果となりました。3日目の26区では基山町出身の吉山侑佑選手が区間新記録の

好走を見せました。これは区間賞、そして、区間新記録ですね。

次に、健康増進対策についてでございます。

子どものインフルエンザ予防接種事業につきましては、広報や医療機関でのポスター掲示などにより周知を行い、予防接種の勧奨に努めました。町内の委託医療機関で10月から1月まで実施し、1,010件の助成を行いました。

また、「ふ・れ・あ・いフェスタ」では久留米大学と連携して、簡易血糖測定、1日分の野菜摂取量測定や内分泌代謝内科と腎臓内科の専門医による健康相談を実施しました。当日は、簡易血糖測定を160人、1日分の野菜摂取量測定を180人、専門医による健康相談を9人の方が受けられました。

次に、町内保育施設の入所状況についてでございます。

令和5年度保育所入所受付状況につきましては、2月27日現在、基山保育園212人、たんぽぽこども園148人、基山バディ認定こども園140人、小規模保育事業3か所で55人となっています。待機児童についてはございません。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

総合体育館アリーナ改修工事（床研磨・窓遮光）につきましては、令和4年12月8日から令和5年3月5日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1,199万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は98%でございます。

次に、図書館関係についてでございます。

図書館の事業として、1月5日に貸出用図書3冊と雑誌付録などのおまけを入れた図書館お年玉福袋、1月6日にカレンダー抽せんのお年玉福引、1月25日に大人のお楽しみ映写会を行い、利用者の皆さんに楽しんでいただきました。また、1月5日から月末まで、基山小学校しおりコンクール入選作品の展示を行い、多くの方に御覧いただきました。

2月15日から28日まで休館し、図書館情報システムの更新や蔵書点検などを行っております。

今後とも利用者の安心・安全に努め、魅力ある、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指して推進してまいります。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

1月末現在で4万2,552件、8億541万2,000円の寄附申込みをいただいております。昨年同時期と比較しますと、件数で15.5%の減、金額で7%の減となっております。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、小学校関係についてでございます。

学力向上支援につきましては、小学6年生を対象とした算数の放課後補充学習を6月29日から2月8日まで18回にわたって実施し、基山小学校45名、若基小学校16名が参加しました。小学3年生の放課後補充学習につきましては、6月29日から2月8日までの18回実施し、基山小学校73名、若基小学校13名が参加しました。

学級担任と保護者との懇談会については、基山小学校では12月16日に、若基小学校では12月14日に学級懇談会を実施しました。また、授業参観を基山小学校は1月26日に、若基小学校では2月21日に実施しました。

冬季休業中の小学校3年生以上につきましては、夏休みと同様にタブレット端末を活用して学習課題に取り組みました。

来年度、新入学児童の保護者を対象にした新入学説明会につきましては、基山小学校では1月19日に、若基小学校では1月20日に開催し、入学準備や学校生活の概要だけでなく、町の教育施策や就学援助などの補助制度、小規模特認校制度などについての説明を行いました。

次に、中学校関係についてでございます。

学力向上支援につきましては、中学3年生を対象とした補充学習を11月10日から1月17日まで13回実施し、147名が参加しました。また、中学1・2年生を対象とした放課後補充学習を6月8日から2月22日まで19回実施し、113名が参加しました。

保護者が参加する学校行事として、12月20日に学年懇談会を実施しました。

教職員の研修につきましては、小中一貫教育の推進に向けた三校合同研修会を2月15日に小中学校の全教職員がオンラインで参加し、今年度の小中一貫教育の取組の成果や課題について協議を行いました。

また、体育館前の屋外トイレの洋式化の修繕が1月30日に完了しました。

最後に、寄附金の報告でございます。吉田修様より1月12日に5万円、基山町ゴルフ協会様から2月21日に10万円、基山町育英資金貸付基金への寄附がありましたので、受領いたしました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第7～23 議案第1号～議案第6号、同意第1号、議案第7号～議案第15号、報告第1号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第1号から日程第12. 議案第6号まで、日程第13. 同意第1号、日程第14. 議案第7号から日程第22. 議案第15号まで、日程第23. 報告第1号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和5年第1回定例議会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回は条例案件が6件、人事案件1件、損害賠償案件1件、予算案件8件、報告事項1件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第1号 基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことに伴い、「個人情報の保護に関する法律」が地方公共団体に適用されるため、現行の「基山町個人情報保護条例」を廃止し、「基山町個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第2号 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございます。

「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、「子ども・子育て支援法」が一部改正されるため、「基山町子ども・子育て会議条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第3号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部改正についてでございます。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の施行に伴い、懲戒権に関する規定が削除されるため、「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第4号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」「民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が一部改正されるため、「基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第5号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

「佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱」の改正に伴い、重度知的障がい者に該当する者の要件が改められたため、「基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、出産育児一時金の額が増額されるため、「基山町国民健康保険条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、同意第1号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

基山町教育委員会委員の任期満了に伴い、引き続き福永真理子氏を基山町教育委員会委員に選任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

令和4年12月24日に発生した事故について、和解し、損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法」第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第8号から議案第11号までは令和4年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第8号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号）につきましては、今回、補正予算として1億420万1,000円の減額をお願いいたしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも87億4,470万4,000円となります。

また、今回、年度内に完了が見込めない6事業についての繰越明許費の設定をお願いしております。

補正予算のうち、主なものを申し上げます。

まず、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金でございます。

国の補正予算に伴い、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業の事業費が増加しましたので、負担金を増額するものでございます。

補正額は155万5,000円の増額でございます。

次に、重度心身障害者医療費助成費でございます。

利用増加に伴い、増額するものでございます。

補正額は106万5,000円の増額でございます。

次に、地域型保育施設給付費についてでございます。

公定価格のアップや園児数の増加に伴い、小規模保育事業所に対する地域型保育施設給付費を増額するものでございます。

補正額は1,508万9,000円の増額でございます。

次に、道路橋梁費でございます。

国の補正予算で採択を受け、事業費の増額をお願いするものでございます。町道桜町・伊勢山線の舗装補修工事の増額をお願いしております。

補正額は1,400万円の増額でございます。

以上、概要について申しましたが、詳細につきましては担当課長より説明いたします。

議案第9号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として37万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも20億5,602万1,000円となります。

なお、補正予算の内容は、療養給付費負担金の確定による増額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

議案第10号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として1,105万5,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも3億293万4,000円となります。

なお、補正予算の内容は後期高齢者医療広域連合納付金の確定による減額でございます。

議案第11号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として4,764万5,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額9億7,565万8,000円となります。

なお、補正予算の内容は、宝満川流域下水道事業負担金等の確定による減額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第12号から議案第15号までは令和5年度各会計の歳入歳出予算についてでございます。

議案第12号が令和5年度基山町一般会計予算、議案第13号が令和5年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第14号が令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号が令和5年度基山町下水道事業会計予算についてでございます。

各会計の歳入歳出予算につきましては、これから説明いたします令和5年度の施政運営方針をもって提案理由の説明に代えさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料のほうを令和5年度施政運営方針に切り替えていただければと思います。

まず、初めの部分を1ページですが、全部読み上げさせていただきます。そして、その後、何点かポイントを絞って追加で説明させていただきたいと思います。

まず初めに、令和5年第1回定例町議会の開会に当たり、令和5年度の基山町施政運営方針を述べさせていただきます。

社会経済の多くの分野で、新型コロナウイルス対応を最優先したルールやシステムが世の中の体制になり、まさに「コロナ・レジーム」とでも呼ぶべき状況が続きました。

令和5年度は、このコロナ・レジームから脱却できるよう、前向きで積極的な行政運営を行い、本町の活力と元気を取り戻したいと考えています。すなわち、子どもから高齢者まで、全ての町民の皆様方が様々な不安を払拭し、幸せいっぱいの気分になり、いつまでも住み続けたい町となるように全力を尽くします。具体的には、令和5年度の施政運営方針として3本の柱を立てております。

第1の柱としては、スポーツ振興による地域活性化と音楽のある幸せなまちづくりです。

まず、基山町が卓球会場となる2024年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、町内におけるスポーツに対する関心度を高めるとともに、町民の皆さん方の心身の健康を向上させるために、青少年スポーツ、プロスポーツ、高齢者でも実施できる軽スポーツ等の各層、各分野におけるスポーツ振興を図りながら、地域活性化につなげていきます。また、町民の皆さんの心に響く最高のセラピーとなる多様な音楽を町中に広げて、町民の皆様方の幸福度が最高潮に達するように努力します。

第2の柱としては、基山町で自慢の子育て支援策のさらなる充実です。

本年4月の国の「こども家庭庁」の設置を契機に、さらなる子育て支援の充実を図るため、基山町内の子育て・教育に関する最新の実態調査を行います。その課題とニーズに対応して、既存の子育て・教育施策を検証するとともに、施策の優先順位を明確にしながら、取り組むべき新しい施策についても検討し、基山町の子育て支援施策を再構築します。

また、子育て支援施策を単に子どものためだけのものとして位置づけるのではなく、高齢者施策や移住・定住施策との連携や、産業振興や雇用促進などともつなげていながら、それらの取組のPRを広く積極的に行い、移住・定住の促進にもつなげて、基山町の存在感をさらに高めてまいります。

第3の柱としては、住民対応の行政機能の強化です。

行政機能の強化については、2つのことに力を入れていきます。1つは、現状から特に行政課題になりがちな、空き家、農地、森林、雇用等の問題点に対して、問題解決のために、町が中心となった各種のマッチング機能の強化向上を図っていきます。

2つ目は、行政課題解決に対する住民と行政の役割分担や協働の観点から、図書館バックアップ、高齢者対応、認知症対応、基山（きざん）振興など、基山町のために活動する各種団体との連携です。

特に、基山（きざん）は登山、文化財、草スキー、オキナグサ、観光、エコツーリズム、

ヒルクライムレース等の様々な観点からのアプローチが必要で、関係団体との連携は不可欠であるとともに、それらを組み合わせたり、総合したりするイメージ戦略を構築することが重要だと考えております。

これが概要でございます。そして、3ページでマッチングの話と、それから、その関係団体との連携、ペアリングという言葉を使っていますが、そういう意味で、それが多分分かりにくいかなと思ひまして、具体的にどういうものをイメージしているかというのを3ページの3のところ「住民対応の行政機能の強化」ということで3つに分けて、マッチングと、それから、行政とのペアリングということでやっていくものを例示して、それをやっていくということを示しているのがこの3ページでございます。

さらに、次に御説明申し上げたいのは、4ページを御覧いただきたいと思いますが、令和5年度の予算の大きな特徴といたしましては、この4ページの上から12行目になりますかね、次にというところでございますが、歳出予算の主な増要因としてはということでございますが、ここがまさに今年度の予算の特徴を示しているかなというふうに思っているところでございます。

まず1つ目が、障がいであったり、子育て支援であったり、そういった扶助費というものが去年に比べて8,500万円くらい膨らんでいるということになります。それからあと、全協の中でも出てまいりましたが、小学校の校舎の増設などでやはり7,000万円の予算化がされている。それから、来年の国スポに向けてのものが、ここでは2,200万円になっていますが、周辺のものも入れればもう少しの金額になるでしょうし、また、今度補正予算でこの国スポはこれからまた少し増えていくというふうに思います。そしてもう一つが、昨年つくった舗装維持管理計画に基づいて本格的に今年度からスタートしていきますので、4,000万円ほどの予算計上、この辺りが今年度の特徴かなというふうに思います。

加えて、5ページに行っていただくと、支出も増えますけれども、5ページの町税のところの(1)、(2)、(3)を見ていただくと、個人町民税、法人町民税、そして、固定資産税ですね、税収も大きくではありませんが、増加するという見込みで予算を立てさせていただいているところでございます。

あとは中身の話を少し、詳細はまた後ほど予算委員会のときにあると思いますので、ポイントだけ御説明しますと、まず、10ページをお開きいただきたいというふうに思います。

ここではまだ何も予算としては出てきていないんですが、今後出てくるであろう一つのポ

イントになるであろうというのが(13)でございます。基山町デジタル田園都市国家構想総合戦略と。デジタル田園都市の様々な事業が今後出てくるのが想定されますので、そのためにはまずここで総合戦略、これは今まではまち・ひと・しごと創生総合戦略と呼んでいたものなんですけど、それを一新して手を加えて、デジタル田園都市構想総合戦略という形に更新していきながら、それを基に、様々な、昔でいう地方創生推進交付金という名前と呼ばれていたものがこのデジタルと合体してくる形になりますので、今後、このデジタルの名前で様々な予算が出てくるということが、まだ今は出てきていませんけど、うまくいけば、今度の補正予算とか、それから、来年度とかに出てくる形になるので、一応予告編として説明させていただきたいというふうに思います。

それから、あとは大きいところは、飛びますけれども、14ページの環境衛生のところですか。これも基山町ゼロカーボンシティ宣言をした後、様々な環境の取組を今もスタートしてきていますが、今年度も着実に環境絡みのことをやっていきながら、公共施設への太陽光の設置の準備とか、そういったものをしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、多分ここでTNR活動という表記が出てきたのも初めてだと思いますが、そういったことも含めてやっていくし、基山（きざん）のオキナグサみたいなものにも力を入れていくということをここで表明させていただいているところでございます。

あとは19ページのほうをお開きいただきたいと思います。

19ページは、まず(5)のところ、ここにはNHKとの連携と書いていますが、6月にNHKの「新・BS日本のうた」が基山町でやられるようになったり、音楽に対しても力を入れていきたい。

そして、その次の(6)の文化財保護費のところ、これまでもいろいろ淡々とやってきていたんですが、いよいよ県の補助率が、まだうちにはっきりは来ていないんですけど、予算要求のほうを見ると17%から25%、基山町の部分が増えそうな、そういう感じになってきておりますので、そういったものを受けながら、これからこの文化財のところを、今までも力を入れてきていましたが、基山（きざん）全体を振興していく中で、その重要な一部として文化財にも力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

主立った私のほうから特別に説明させていただきたいのは、その辺りでございます。また予算委員会の中で詳しく各担当課長から説明があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもって令和5年度の施政運営方針の説明を終わらせていただきたいというふうに思っています。

そして最後に、報告事項についてでございます。今回1件でございます。

報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。これも詳細につきましては担当課長より説明をいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで10時45分まで休憩します。

～午前10時35分 休憩～

～午前10時46分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第1号の詳細説明を求めます。熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第1号 基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されることとなったため、現行の基山町個人情報保護条例を廃止し、基山町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

今回の議案第1号 基山町個人情報の保護に関する法律施行条例の概要につきましては議案資料にて御説明を申し上げます。

議案資料1ページをお願いいたします。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立及び個人情報保護制度の国際的調和を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正をされました。この改正に

より、国の行政機関、独立行政法人など、民間事業者、地方公共団体等において別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法の規律によって取り扱われることとなりました。

そのため、これまで地方公共団体における個人情報保護制度の運用については、地方公共団体がそれぞれの条例で制度運用のルールを定めておりましたが、全国的な共通ルールが適用されることとなりますので、本町で定めておりました基山町個人情報保護条例を廃止し、法律で委任された事項などを定める基山町個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の条例制定に当たりましては、個人情報保護法に反した個人情報の取扱いのルールを条例で規定することは認められておりませんので、個人情報保護法で委任、または定めることが許容されている事項について定めることといたしました。基本的に現行条例で定めている事項を継続する形で定めております。

次に、制定内容について御説明いたしますので、議案書1ページのほうにお戻りください。

第2条、定義では、町の機関として、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会としております。

第4条、保有個人情報の開示義務につきまして、個人情報保護法第78条では、開示請求を受けた公文書に当たる公務員等の職務遂行に関する情報のうち、当該公務員の氏名は開示義務とはされておきませんが、基山町情報公開条例においては公務員の氏名については開示することと規定しております。そのため、同法第78条第2項に基づき、条例で定めることで基山町情報公開条例と整合性を図り、施行条例においても公務員の氏名についても開示するものとしております。

第5条、第6条、開示決定の期限につきまして、個人情報保護法では開示請求があった際の決定までの処理期限に関して開示請求があった日から30日以内と規定されております。また、事務処理上の困難等により期間内に決定ができないときは、30日以内に限り延長することができることと規定されております。一方、本町ではこれまで開示請求があった日から14日以内に開示決定を行い、開示請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができるものとしております。そのため、施行条例においても開示請求者の利便性を図るため、これまでと同様の期限を規定しているところでございます。

2ページをお願いいたします。

第7条、開示請求に係る手数料等につきまして、個人情報保護法により地方公共団体の機関に対する開示請求を行う場合、条例で定めるところにより手数料を納めなければならないとされており、現行条例では開示請求に係る手数料は無料とし、開示請求の写しの作成及び送付に要する費用については開示請求者が負担することと規定しておりますので、施行条例においてもこれまでと同様の規定とさせていただきます。

第10条から第17条までは基山町個人情報保護審査会について規定をしております。個人情報保護法では、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより審議会などへ諮問することができることとされており、現行条例において、審査会に対し、審査請求に関する諮問以外に個人情報保護制度に関する重要事項について審議することとしているため、施行条例においても、現行どおり審査会の諮問などについて規定をしております。

第20条、罰則では、基山町個人情報保護審査会の委員の秘密漏えいに対する罰則を規定しております。

附則第2条では、基山町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について規定をしております。

また、第3条から第6条までは条例の制定に伴い、影響を受ける条例改正も行っており、ところでございます。

条例の施行日でございますが、令和5年4月1日から施行することとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第2号、議案第3号、議案第4号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議案第2号 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の公布に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されるため、関連する本条例の改正を行うものでございます。

改正内容は、子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削られ、その後の条項が5条

ずつ繰り上がることによる、いわゆる条ずれによる引用条項の改正でございます。

具体的には、基山町子ども・子育て会議条例第1条及び第2条で引用しております子ども・子育て支援法第77条第1項を第72条第1項に改めるものでございます。

議案資料3ページの新旧対照表にお示しをしておりますので、後ほどお目通しください。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

議案第2号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、関連する本条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして議案資料で説明させていただきます。

議案資料4ページをお願いいたします。

ページ中ほどに改正内容をお示ししております。今回、児童虐待の防止等を図る観点から、民法及び児童福祉法において親権者等の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、懲戒に係る権限の濫用禁止についての項目が削除されました。このことに伴いまして、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条に規定しておりました、同じく懲戒に係る権限の濫用禁止の項目を削除するものでございます。

議案資料5ページには新旧対照表をお示しいたしました。また、追加議案資料の1ページに民法及び児童福祉法の改正による特定教育・保育施設等の運営基準の改正について、法改正の背景や趣旨などをお示ししましたので、お目通しをお願いいたします。

なお、この条例につきましては公布の日から施行することとしております。

議案第3号に対する説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

今回の改正は、厚生労働省令の公布により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されるため、関連する本条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては議案資料で説明させていただきます。

議案資料の6ページをお願いいたします。

改正内容につきまして、ページ中ほどから3つの省令について御説明させていただきます。

まず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令では、児童の安全確保等に関する計画の策定などの規定を加える改正が行われました。

次に、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令では、懲戒権に関する規定の削除が行われました。

そして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令では、バス送迎など自動車運行に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正が行われたところでございます。このことに伴い、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されるため、本町の条例におきましても一部を改正するものでございます。

具体的には資料7ページの新旧対照表にて御説明させていただきます。

第7条の2に安全計画の策定等の規定を、また、第7条の3に自動車を運行する場合の所在の確認の規定を加えます。

8ページをお願いいたします。

第13条では懲戒に係る権限の濫用禁止を削除し、第14条では衛生管理等について職員の研修などについての規定を加えるものでございます。

なお、追加の議案資料2ページには家庭的保育事業等に係る基準省令の改正の概要について、各省令の公布日、改正の趣旨など概要や、今回の改正によって家庭的保育事業者への影響などについてお示ししましたので、お目通しをお願いいたします。

この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第5号、議案第6号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第5号 基山町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について説明をいたします。

議案書13ページをお願いいたします。

この条例の改正につきましては、佐賀県が佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱を改正し、重度知的障害者に該当する要件を見直したことに伴い、重度心身障害者の医療費に係る助成対象者の範囲を改正するものでございます。県内の各市町におきまして同様の条例改正が行われるものです。

13ページ中ほどに「第3条各号を次のように改める。」とし、対象者の規定を見直しております。現在、第1号に重度身体障害者、第2号に重度知的障害者、第3号に重度精神障害者、第4号に重複精神障害者の対象要件を規定しております。第1号、第3号、第4号の改正につきましては条文の表記方法を変更したもので、対象要件に変更はございません。

今回、該当要件が見直されるのは、第2号の重度知的障害者の対象要件になります。重度の障がいの程度を第1号、第3号、第4号の状況と同程度に見直すものでございます。

議案資料の9ページをお願いいたします。

上段白丸の改正内容のところをお願いいたします。

重度知的障害者の対象要件を知能検査の結果（知能指数35以下）から障がいの程度と支援の必要性がより適切に評価される療育手帳の判定結果（療育手帳A）に見直すこととします。

資料の中ほどの四角囲みに療育手帳Aの障がいの程度を記載しております。

①18歳未満の方では、知能指数がおおむね35以下の児童であって、食事や洗面、排せつなどの日常生活動作の介助が必要であったり、発作や失禁などの問題行動により看護が必要な方とされております。

②で18歳以上の方についても同様に、知能指数がおおむね35以下の知的障がい者であって、日常生活における基本動作、食事、排便、入浴などに介助が必要であったり、問題行動について注意が必要な方を療育手帳Aの判定とされております。知能指数35以下の判定だけでなく、日常生活において常時介助や看護を要する方を重度知的障害者の対象要件とすることになります。

施行期日につきましては令和5年4月1日から施行いたします。

ただし、施行日以前に既に重度心身障害者医療費の助成対象となっている方につきましては引き続き対象となります。

議案書の10ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

議案第5号の詳細説明につきましては以上になります。

続きまして、議案第6号 基山町国民健康保険条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書15ページをお願いいたします。

この条例の改正につきましては、健康保険法施行令の改正を受けまして、出産育児一時金の支給額を増額するもので、全国全ての市町村において同様の改正が行われるものです。

議案資料11ページをお願いいたします。

白丸の改正内容のところでございますけれども、現在、国保の被保険者の方が出産された場合、出産に要した費用として国民健康保険から総額42万円の出産育児一時金の支給を行っております。国の少子化対策の観点によりまして、出産に係る経済的負担を軽減するため、令和5年4月1日以降の分娩から8万円引き上げられ、総額42万円から50万円に増額になります。

こちらの施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行しまして、4月1日以降の分娩から適用することとしております。

資料12ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

議案第6号の詳細説明につきましては以上になります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第7号の詳細説明を求めます。熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第7号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について詳細説明をさせていただきます。

議案書18ページをお願いいたします。

今回の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきましては、令和4年12月24日に発生した事故について、和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要でございますが、令和4年12月24日午前、基山町大字小倉字丸林2556番にある町有地であります南門跡地広場の高木から伸びる太い枝が雪の重みで落枝し、隣接する住吉神社の石造りの灯籠1基を直撃し、倒壊させたものでございます。

そのため、町は相手方に対して93万4,505円を損害の額として賠償し、本件損害賠償のほ

か、町、相手側間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第8号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第8号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。

議案書19ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ1億420万1,000円を減額し、予算総額を87億4,470万4,000円とするものでございます。

20ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、18款. 繰入金に1億625万5,000円の減額、20款. 諸収入に251万6,000円の減額、21款. 町債に390万円の増額をお願いしております。

21ページ、22ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費に3,533万1,000円の減額、3款. 民生費に1,905万7,000円の減額、4款. 衛生費に2,138万円の減額、8款. 土木費に669万8,000円の増額、10款. 教育費に2,198万8,000円の減額をお願いし、14款. 予備費を13万5,000円増額することで調整を図らせていただいております。

23ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。年度内に事業完了が見込めないものについて6件、9,848万5,000円の設定をお願いしております。

額の大きなものを申し上げます。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費で認知症グループホームの整備に係る地域医療介護総合確保基金事業補助金に4,870万2,000円、次の6款. 農林水産業費、2項. 林業費で林業事業者の運搬車両購入に係る県産木材供給体制整備事業補助金に393万2,000円、次の8款. 土木費、2項. 道路橋梁費で国の補正予算に伴い事業費を増額する桜町・伊勢山線道路舗装補修及び三国・丸林線道路改良に係る社会資本整備総合交付金事業に3,490万6,000円、11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費で農地及び水路の復旧に係る農地農業用施設災

害復旧事業に828万8,000円などの設定をお願いしております。

24ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

まず、追加分です。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業に650万円の設定をお願いしております。国の補正予算に伴うもので、桜町・伊勢山線の舗装補修に係るものでございます。

次に、変更分です。

街なみ環境整備事業では、町道荒穂神社線道路改良工事の事業費の減に伴い、70万円の減額をお願いしております。

次の公営住宅建設事業では、割田団地の屋根防水改修工事の事業費の減に伴い、220万円の減額をお願いしております。

次の上水道一般会計出資事業では、出資額の確定により10万円の減額をお願いしております。

次の地域鉄道対策事業につきましては、国の補正予算に伴う甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金に係るもので、40万円の増額をお願いしております。

それでは、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

12款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、1目. 農林水産業費分担金、1節. 農業費分担金に農地農業用施設災害復旧費分担金122万4,000円の減額をお願いしております。国庫補助率の増に伴い、受益者負担分を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1節. 児童福祉費負担金に子どものための教育・保育給付費負担金948万5,000円の増額をお願いしております。小規模保育事業所に係る地域型保育施設給付費の増加に伴うものでございます。

次に、子育てのための施設等利用給付交付金428万5,000円の減額をお願いしております。新制度未移行幼稚園や認可外保育施設に係る子育てのための施設等利用給付費の減額に伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金346万5,000円の減額をお願いしております。利用者支援事業や放課後児童健全育成事業などの事業費の減見込みによるものでございます。

次に、2目. 衛生費国庫補助金、1節. 保健衛生費補助金に出産・子育て応援交付金1,178万円の追加をお願いしております。12月の定例会の補正予算（第7号）で御可決をいただきました出産・子育て応援給付金事業に係るものでございます。

次に、3目. 土木費国庫補助金、1節. 道路橋梁費補助金に社会資本整備総合交付金（道路）650万円の増額をお願いしております。これは国の補正予算に伴い採択されたもので、桜町・伊勢山線の舗装補修に係るものでございます。

2節. 都市計画費補助金、4節. 住宅費補助金では、事業費の減を見込み、社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備と住宅については、それぞれ103万3,000円、712万1,000円の減額をお願いしております。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金では、事業費の減に伴い、デジタル基盤改革支援補助金に627万1,000円の減額をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、1節. 児童福祉費負担金に施設型給付費負担金401万2,000円の増額をお願いしております。国庫支出金と同様に、小規模保育事業所に係る地域型保育施設給付費の増加に伴うものでございます。

次に、子ども・子育て支援施設等利用給付費負担金214万3,000円の減額をお願いしております。こちらも国庫支出金と同様に、新制度未移行幼稚園や認可外保育施設に係る子育てのための施設等利用給付費の減額に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

2項. 県補助金、2目. 民生費県補助金、2節. 児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金に149万1,000円の減額をお願いしております。利用者支援事業や放課後児童健全育成事業などの事業費の減見込みによるものでございます。

保育対策総合支援事業補助金につきましても、事業費の減を見込み、246万9,000円の減額をお願いしております。

次に、3目. 衛生費県補助金、1節. 保健衛生費補助金に出産・子育て応援交付金294万4,000円の追加をお願いしております。国庫支出金と同様に、出産・子育て応援給付金事業

に係るものでございます。

次に、4目．農林水産業費県補助金、1節．農業費補助金では、農業委員会交付金等に161万8,000円の増額をお願いしております。委員活動実績分及び成果実績分の追加交付によるものでございます。

経営開始資金補助金につきましては、事業費の減を見込み、150万円の減額をお願いしております。

次に、6目．教育費県補助金、1節．小学校費補助金では、事業費の減を見込み、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金に176万円の減額をお願いしております。

8目．災害復旧費県補助金、1節．農林水産施設災害復旧費補助金では、補助率の増に伴い、農地及び農業用水路の災害復旧に係る農地農業用施設現年発生災害復旧費補助金122万4,000円の増額をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

17款1項．寄附金、3目1節．総務費寄附金では、寄附実績により企業版ふるさと納税寄附金130万円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

18款．繰入金、1項．基金繰入金、2目1節．財政調整基金繰入金、10目1節．ふるさと応援寄附基金繰入金にそれぞれ8,800万円、1,439万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

また、13目1節．森林環境譲与税基金繰入金では、事業費の不用額を見込み、392万円の減額をお願いしております。

なお、ふるさと応援寄附基金繰入金の充当につきましては、議案資料の15ページに充当事業一覧を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

12ページをお願いいたします。

20款．諸収入、4項．受託事業収入、2目．教育費受託事業収入、1節．文化財調査受託事業収入では、事業費の不用額を見込み、町内遺跡発掘調査受託事業に200万円の減額をお願いしております。

次に、2節．保健体育受託事業収入では、実績により障害者スポーツ環境整備受託事業に486万5,000円の減額をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

5項3目2節. 雑入では、交付決定により市町村振興宝くじ収益金交付金455万9,000円の増額をお願いしております。

また、実績により主催事業入場料に105万9,000円の減額をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第3表 地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。補正額は390万円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

15ページをお願いいたします。

この15ページ以降の歳出では、多くの項目は不用額見込みによる減額でございます。そちらも含め、主なものについて説明をさせていただきます。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、6目. 企画費、16ページをお願いいたします。18節. 負担金補助及び交付金では、国の補正予算で採択されたことに伴い、甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金155万5,000円の増額をお願いしております。

15目. 広報情報費、12節. 委託料では、事業費の減に伴い、基幹系情報システム業務委託料及び改修委託料にそれぞれ334万9,000円、919万2,000円の減額をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、6目. 障害者福祉費、19節. 扶助費に、サービス利用料の増加に伴い、重度心身障害者医療費助成費106万5,000円の増額をお願いしております。

23ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、5目. 保育対策費、18節. 負担金補助及び交付金では、保育対策総合支援事業で取り組む保育補助者雇上強化事業費補助金に282万3,000円の減額をお願いしております。不用額見込みによるものでございます。

次に、19節. 扶助費では、地域型保育施設給付費1,508万9,000円の増額をお願いしております。公定価格のアップや園児数の増などによるものでございます。

施設型給付費及び子育てのための施設等利用給付費につきましては、不用額を見込み、それぞれ474万8,000円、633万円の減額をお願いしております。

26ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、2項. 清掃費、2目. 塵芥処理費、18節. 負担金補助及び交付金に広域ごみ処理施設運営費負担金1,424万4,000円の減額をお願いしております。負担額の確定による

ものでございます。

29ページをお願いいたします。

6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費、1節．報酬に農業委員会委員等報酬104万2,000円の増額をお願いしております。委員活動実績分及び成果実績分になります。

次に、3目．農業振興費、18節．負担金補助及び交付金では、不用額を見込み、経営開始資金補助金に150万円の減額をお願いしております。

30ページをお願いいたします。

2項．林業費、3目．森林環境譲与税基金費、12節．委託料では、不用額を見込み、森林調査業務委託料及び森林整備業務委託料にそれぞれ100万円、292万円の減額をお願いしております。

33ページをお願いいたします。

8款．土木費、2項．道路橋梁費、2目．道路新設改良費、14節．工事請負費に町道舗装補修工事1,400万円の増額をお願いしております。国の補正予算での採択を受け、桜町・伊勢山線の舗装補修を行うものでございます。

また、荒穂神社線道路改良工事には、不用額を見込み、151万8,000円の減額をお願いしております。

34ページをお願いいたします。

3項．都市計画費、3目．公園費、10節．需用費に修繕料153万9,000円の増額をお願いしております。総合公園の時計の改修に係るものでございます。

41ページをお願いいたします。

10款．教育費、4項．社会教育費、3目．文化財保護費、12節．委託料では、不用額見込みにより、町内遺跡発掘調査業務委託料200万円の減額をお願いしております。

43ページをお願いいたします。

5項．保健体育費、2目．スポーツ振興費、17節．備品購入費では、障害者スポーツ環境整備受託事業で実施する卓球台等の備品購入費について、不用額分として355万8,000円の減額をお願いしております。

48ページをお願いいたします。

最後に、14款．予備費でございます。今回13万5,000円を増額し、調整を図らせていただ

いております。

以上で令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。
よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第9号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第9号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして説明をさせていただきます。

議案書25ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ37万8,000円の増額をお願いし、総額を20億5,602万1,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目2節、特別調整交付金分44万3,000円の増額、県繰入金（2号分）25万8,000円の減額、それぞれ令和4年度の交付金の額が決定したことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

7款1項1目1節、一般会計繰入金、職員給与費等繰入金に16万3,000円の増額をお願いしております。こちらは令和4年度の交付金の額が決定したことによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

2款1項1目18節、一般被保険者療養給付費負担金3,800万円の増額をお願いいたしております。今年度の療養給付費及び療養費の増額見込みによる補正でございます。

8ページをお願いいたします。

2款2項1目18節、一般被保険者高額療養費補助金54万7,000円の増額をお願いしております。こちらは今年度の高額療養費の増額見込みによる補正でございます。

最後に、14ページをお願いいたします。

予備費を3,781万7,000円減額することにより財源調整を行うものでございます。今回の補

正で療養給付費の支出の増額をお願いしておりますが、本来、その増額分につきましては県からの普通交付金にて全額補填されるものですが、まだ交付決定が下りておりませんので、今回の歳入の補正予算には計上はしておりません。予備費にて財源調整を行っているものでございます。

詳細説明につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第11号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第11号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書31ページをお願いいたします。

第2条 令和4年度基山町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を改めます。

内容では、工事請負費を933万円の増額補正し、合計1億3,448万5,000円といたします。

第3条 令和4年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正をお願いいたします。

収入第1款 下水道事業収益を105万円減額し、計4億6,000万4,000円といたします。

支出第1款 下水道事業費用を873万7,000円増額し、計4億2,343万9,000円といたします。

第4条 令和4年度基山町下水道事業会計予算第4条本文括弧書中「163,824千円」を「169,778千円」に改め、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をいたします。

収入第1款 資本的収入6,233万6,000円を減額し、3億8,224万1,000円といたします。

支出第1款 資本的支出5,638万2,000円を減額し、5億5,221万9,000円といたします。

32ページをお願いいたします。

第5条 企業債、起債の限度額を6,270万円減額し、計2億9,560万円といたします。

補正の詳細内容につきましては、令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画兼事項別明細書により主なものを説明いたします。

実施計画兼事項別明細書1ページをお願いいたします。

収益的収入の第1款第1項第1目 下水道使用料を実績見込みにより1,548万1,000円の増額をいたします。

2目．その他営業収益、雑収益を組替えにより923万5,000円減額をいたします。

2ページをお願いいたします。

第2項．営業外収益、6目．消費税及び地方消費税還付金を事業進捗に伴う見込みから1,653万1,000円の減額をいたします。

7目．雑収益、流域の汚水処理に係る剰余金の営業収益からの組替えで923万5,000円を計上いたします。これはその他営業収益、雑収益からの組替えによるものでございます。

3ページをお願いいたします。

収益的支出では、第1款第1項第3目．処理場費、動力費を51万8,000円増額いたします。これは汚水処理量の増加見込みに伴う処理場電気料金の増額でございます。

4ページをお願いいたします。

4目．総係費、負担金49万6,000円の減額をお願いいたしております。これは宝満川流域下水道編入負担金の確定による減額でございます。

5目．流域下水道維持管理費、負担金を110万3,000円の増額をお願いしております。これは汚水量の増加見込みに伴います流域での処理費用負担金の増額でございます。

7目．固定資産除却費735万6,000円を計上いたしております。これは実松川改修事業により污水管の新設替えに伴い生じた固定資産の除却費でございます。

6ページをお願いいたします。

資本的収入では、第1款第1項．企業債を6,270万円減額し、計では2億9,560万円といたしております。これは宝満川流域下水道処理場の長寿命化事業に係る事業費確定による企業債の減額でございます。

第2項．補助金、第1目．国庫補助金400万円の増額をお願いしております。これは国の第2次補正による管更生工事費に対する補助金でございます。

第3項．負担金、受益者負担金104万2,000円の増額をお願いしております。これは開発などによる受益者負担金の納入見込みによる増額でございます。

第4項．基金繰入金を500万円減額し、調整を行っております。これは事業進捗見込みによる減額をし、調整しております。

7ページをお願いいたします。

資本的支出では、第1款第1項第1目．下水道整備費、委託料を133万円減額いたしております。これは委託料確定見込みによるものでございます。

工事請負費933万円の増額をお願いいたしております。これは国の第2次補正による老朽管の更生に必要な工事費によるものでございます。

2目．流域下水道整備費、負担金を6,438万7,000円減額いたしております。これは宝満川流域下水道処理場の長寿命化事業に係る事業費確定に伴う減額でございます。

第1款第1項．建設改良費では5,638万2,000円を減額補正し、建設改良費の計では4億3,416万6,000円といたします。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を4,764万5,000円の減額をお願いし、現行予算と合わせた総額9億7,565万8,000円とするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議いただき、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第1号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

それでは、議案書52ページ、報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明いたします。

報告第1号資料により御説明いたします。

報告事項は令和5年度の事業計画、会計予算、資金計画の3点となっております。

資料1ページをお開きください。

令和5年度基山町土地開発公社事業計画についてでございます。

用地の買収予定及び売却予定はございませんので、それぞれゼロとなっております。

次に、2ページでございます。

令和5年度基山町土地開発公社会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入の2,000円は事業外収益の受取利息と雑収益となっております。

また、支出の7万3,300円は販売費及び一般管理費でございます。

次に、3ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。

現在のところ令和5年度事業は予定しておりませんので、収入支出ともにゼロ円となっております。

次の4ページから6ページはただいま御説明いたしました会計予算の説明書でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、7ページをお開きください。

令和5年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

収益の部といたしましては、事業外収益の2,000円となっております。

また、費用の部といたしまして、販売費及び一般管理費7万3,300円は人件費及び経費でございます。

収益合計から費用合計を差し引いた当期損失が7万1,300円となっております。

次に、8ページでございます。

令和6年3月31日時点における令和5年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産といたしまして、預金が90万9,541円、定期預金は4,150万円であります。

公有用地については、現在、公社保有の土地はございませんので、ゼロ円となっております。

流動資産に固定資産を加えた資産合計は4,240万9,542円となっております。

次に、負債及び資本の部といたしまして、流動負債、固定負債はともにゼロ円となります。

基本金150万円に準備金4,090万9,542円を加えた負債及び資本合計は4,240万9,542円となっております。

次に、9ページでございます。

令和5年度基山町土地開発公社資金計画についてでございます。

令和5年度の予定額としましては、受入資金4,248万2,841円、支払資金は7万3,300円で、差引きは4,240万9,541円でございます。

次に、10ページをお願いします。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度基山町土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス7万1,300円となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

また、借入れや返済に係る現金の出入りもありませんので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

令和6年3月31日において、現金及び現金同等物期末残高は4,240万9,541円となっております。

以上をもちまして基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

日程第24 予算特別委員会の設置について

○議長（重松一徳君）

日程第24. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条の規定により、令和5年度一般会計、各特別会計及び下水道事業会計予算を審査するため、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により予算特別委員会の委員の数を11名と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会委員の指名を行います。

予算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午前11時43分 散会～